紺珠

甲乙

箱漫錄

第三百廿八函

和書門
類 三四五三七 號
函 一の九
架 一
冊 二

内閣文庫
和書
類 三四五三七 號
冊 二
函 二
架 一六

和書
三四五三七號

共二

徳川宗

内閣文庫

番號	和 34537	
冊數	2	(2)
函號	211	232

国立公文書館
National Archives of Japan

内閣文庫

紐珠

一 親鸞六角堂観音に夢うけて聖徳太子の化身
を拝し給ふ　さて後に月輪関白殿下
法然坊を信者戒律をたもち而も悟の業を
勤給へ　汝生死を離ふ所なし　信心の女花房
〻而も悟の業を勤むる　汝生死に於ある
べしやいかに　真俗一致のことを答へ給
ふれば　志願ハ市まるの月三人給ふ　ある
時　法然坊為信をして手を書

内閣文庫

蓮信同く辞せしを世流く六角堂殿世
蓮菩薩の告誡のうけしかい
蓮信大ゝ和らぎ辞せるに辞ずして
殿下の御妻玉姫の嫉妬しきを作る
ゆゑ蓮信流罪の後下世位に成り玉姫の
姫も尼ゝとなりて孫ゝ出ずゆゑ迷
化し給ふ之法華の祈願なるの間玉姫堂と
てあり玉姫尼の木像像然たり代々
其伝流あり不審ゝ
一神をいはるゝひもろぎの西下の封事二なり

ゝ法八羽車ゝいらの事ゝ都を仕そいるゝ
るもの

一

社ゝ木をうゝふるゝ天氣地家更泰八木
ゝ有ゝ人百ゝ有ゝ有ゝ有ゝ有ゝいせの忍の最
も法あゝゝ天氣陽ゝ化家ゝ化更泰
の心の子細のゝるゝ

一

佛光ゝの観雪御器本氏ゝ芝姫ゝ病ゝを光云
法名を存ゝ云ゝ弦宗兼学之一宗の祖師
に遠ゝるゝ之ゝ小芝姫の動者をうけく
興八四ゝに四入ゝゝ真仁ゝ寿七代ゝ

中興の上人なり。但しこれは真言宗は佛法を
と改められしと人々西方往生の門と真言宗
八宗の中に和光同塵と入て本師に成しと
高野山勅願寺一の末寺なる性房法
師法にして西京に住し第弘を仕まつり
しが親鸞聖人に帰依しめ東方に
法延鞍に入て法はこれより始て我宗を
真宗と号し是より千年間に広まりけし宗を
開いしこれ中興親鸞真宗の教行を能
と云ふ也の書物に記すの之又西京

の七條の賀茂に佛会を利生をなすこと入くしと
仏法の対治の三流一流なりて人々
信仰仕奉る也こと敬恩寺を建
立しこと年号と上洛して西洞院の屋
宅に御堂に移して御寿像六十三こと
我像を刻して御属人の中の像を之
千度の賀容御所を夫なる仏教を展
の天邪と敬恩寺一御堂を出かくと
仏教を大廉と云ふ下く延き敬恩寺を
屋敷に成れ位しこと　桂殿様　親鸞の御弟　仏教を

四月十四日　　つるを弾の助の領地
のゝ志ゝ　　江戸ちかを為人へしと
京都中さゝいゝ　　地を為る手形出雲守
ゝゝ　　又所堀へうゝ　　又慶長の為
しるゝ　　をとゝ三千石の米下を為ゝて
大ゝ　　なりてこしのちを劍
ゝゝ　　るとゝゝ

一　山科の所者の家ゝ　　大御所御用所
東ゝ　　しゝゝ為ゝを西ゝも
競ゝ　　月ゝ米ゝ荒

くてたゝ

一　城米百俵の所ゝ　　東西ゝ論ゝ十二月
廿五日の比ゝ　　ゝ出ゝ東ゝ
堂ゝ　　ゝ西ゝ同
ゝ　　ゝ西ゝ

一　東西に十万石の拾貳　　将軍家へ作ゝ之
ゝ　　代ゝ一石ハ
拾貳ゝ

一　関東の七ケ国ハ他家の秋響
せゝ　　中ゝ山事教　　関東武州　　結城秀康卿

書写候る小路二月ハ儀布告相ハ深会長を
ち師匠別の長をもて仕り長ハ八ちを　こうき万福ちぼは真楽ち
ホ之御ちハ
一　正宗ハ　ハ　ハ　

そもそも上方の人は大力の人多しと
上京の方をこなるべかしも動のすいは財天寺とし
猪人と称をハ急と負へし猪をと猪負が
さるものを知るべかるべしハ名。称
也かしかしかしかるべしかるべ
一年礼万の命に付とくるべき小者を餞を百仕しかる
罪をてをを所罪不切れとて歩人を
はけ〳〵きるしを彼信蔵の行かれ去
水を指の向いるる水を負はやきのかる
そ沈いまこるお原かしかしかるべ

一
居〳〵数千百人死して奪れしこいい事場
上方を通して真平の部へ出るるしかるる
ふをを四敵あるしん　台徳公の出府の
一
酒井因幡守ハ今の酒井小平次の父之罪
府の二男之ハ人を殺かして切罪を
を出府をきせしへ
ゆーを人〳〵なて和を海ヒしみ出府を
きし人を和を離るに因州かいて
るて　上方に出しおるハ切腹を信
因州ハ改易之ハ年るる少敵を

一 松平豆州信綱の女を土井豆州に嫁す
所領石州の内にて年々に奥方を送せ
しかるに豆州世子文次郎ふ相ハ常の
うれハ將軍さまと知るといふとも秘して
うらなく今般奥の屋敷を送りて内
ハ因縁やうまたる秘の女伺の三内
かるうかしめと清へきとく川越の士
十騎と急ぎ馳て生府の士三十騎を加へ
八十騎をしてむかへ九番て附申し
くれる間へ急ぎ帰りて番しく秘かに

奪出したるこゝろ深く土井の二族ハ
和られた豆州不施水戸殿中納言殿ハ和
間ハれも豆州きゝて豆州急甲州の
ハ黄門の伝るれハ申ともかくも豆州やと
ハかるしに豆州大いに怒て曲ふ
を申ハかい女ハうんとして時行ものか
オとにくく奪いし所を忘るる如き
くにかしおりせたるる者ハ
し志るを本黄門の伝られハとて
い婚したん附くを知るやそられて

四人されたんにぬるゝハ五ツ和をとゝのへ
へ海ゝ殺恵の初ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ和を不
能こゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]別如ゝ[illegible]ハ[illegible]
かしゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
[illegible]ゝ大[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
[illegible]ゝ

知恵のとゝ迫るゝ[illegible]徹田兵[illegible]
[illegible]川方[illegible]早北条氏康[illegible]千何八千六百騎
[illegible]し[illegible]九郎[illegible]奥方を深谷の城より入て
表の玄関へ[illegible]ふれをつゝ[illegible]表門より出し[illegible]
すへきとのゝ[illegible]海たゝ

豪長軍記抄

小田原秀政出死の事 出雲に帯刀[illegible]
[illegible]八日[illegible]小田原村ゆく[illegible]木村[illegible]年常を
軍を[illegible]て[illegible]柳原[illegible]を延られ[illegible]
[illegible]

西門所（某京）[illegible]

之を[illegible]を[illegible]
[illegible]日出死[illegible]和と[illegible]
正守同[illegible]
[illegible]深[illegible]
北良[illegible]
[illegible]
[illegible]事[illegible]
氏[illegible]
関東[illegible]
[illegible]

七月[illegible]帰[illegible]
[illegible]
[illegible]

毛利元就 中国大江浦ヨリ出船 伊予七郎
毛利隆元 毛利元就嫡子 永井右京亮 あ[illegible]常力 八郎左衛門
毛利隆元 毛利元就嫡子 永井右京亮 あ[illegible]常力 八郎左衛門
毛利元就軍を下る 和ら 松谷 [illegible]
[illegible]村ヨリ 弁ヨリ作ヨリ 家次
大内新四郎 中[illegible] 小[illegible]ノ父子 [illegible]
立花左衛門 中[illegible]大[illegible] 秋田城介 [illegible]野
宗安 杉下右京亮 [illegible]寺 [illegible]村ヨリ
吉田河内 細川高国 [illegible]寺育 [illegible]
仙石ヨリ 杉原伊賀守 [illegible]寺 [illegible]村彦[illegible]
桂[illegible]内蔵助 [illegible]人 中[illegible]百ヨリ 組一伯ヨリ

[illegible]内蔵助 中[illegible]度 [illegible]
中[illegible]度 [illegible]紙中ヨリ 和[illegible] 行[illegible] 細川[illegible]
[illegible]内蔵助 [illegible]戸 [illegible]弁大炊助 [illegible]
中[illegible]伊予守 [illegible]出雲 [illegible]出雲 [illegible]
集人衆 [illegible]弁左衛門 [illegible]左衛門 [illegible]
[illegible]田信作 [illegible]寺 [illegible]
二ノ伯 [illegible]田能登 [illegible]田左[illegible]元 [illegible]
[illegible]右衛門 [illegible]つのヨリ 杉[illegible]中務 [illegible]
山城ヨリ [illegible]城ヨリ [illegible] 牧[illegible]内匠 [illegible]弁大炊助
[illegible]寺 [illegible]寺 [illegible]寺 井上[illegible]

所九　吉山大膳　以永修理　忠田藤四
郎左衛門　所側ハ多作と父子　海うと
左井大炊　安藤別　井戸平　永太郎八小姓
組の
○海井雅楽ハ多賀を長谷川佐右と大炊と細
川玄蕃丞を軍の奴頭と為
○左井大炊ハ多賀を作久右衛門大猪父子
と駆けたり
○中多上野ハ多賀出羽守と三ケ之丞
方道打留と軍の奴頭を為す　百所所

所兵馬之　細と大炊の次と海井伯と之頭と
合しけ色にと之ハ細川玄蕃左井と伯の
右と並て伯作久右衛父子より細川出軍法ヲ
者と謂細川年と也入と久作久右父子思軍
使ヲ心て出陣中大炊兵ヲ海井ニ告ク海
井聖ヲ出軍法ノ上ハ私ノ法度ヲ　左井
伯ノ後と之ハ細川之左衛二孫必右後
伯ハ中ハ所頭と地形そい者と至
之孫左と作右と伯ヲ者ヲ　頭と
合村ヲ右後を論と　左井度軍始

まゝにハ高ゆゝしき武をもまし抜きハ軍
法ナ有ハ[illegible]
と云葉のごとく[illegible]
井河川ゝ変りゝ河川自ヲ法ナ執て[illegible]
戦首を切たゝ　西乃軍ナまゝと作賞ス
ものゝ[illegible]
うたゝまゝ安前茅力るとゝ第千日河川云
義士加賀家安と名乗て　大帝不仕年の事
士之と作威人乃軍へハ山崎乃帝化これを云上
て　伊神主尼帝正貞公ハ死後ゝ知高尻

太郎ゝ[illegible]
○天王寺表悪くつまり　遠手山河板倉内藤も出
ゆゝ西ほとゝ知て
○水野青山西組ノ[illegible]ニ乃河松平弾中組二ノ
伊ゝ[illegible]
○彩ゝ[illegible]
刑ノ向東の[illegible]
ハ大[illegible]
○秀頼出城石崎陽院

○十六日紀州浪人新宮を捕ちを和州に於て番
所にて捕へ京へ送り候て但る諸こまりてうこされ
隣ちをんとうて十七日四ツ時分新宮辺にて
六人の者人数を企川出ル人有之
○七日ちを帝ちを河内ヶ原山城稲荷の忠て
ちを父親中ちゆのし別使者を以て薄し親を
前
元和二年六月十二日武蔵ちを利隆卒三十三歳
ちを新ちを帝ちを因幡伯耆ヶ国池田伯中国
州ヶ改テ伯中つゝを

一 英法苗木城ちを帝ハ織田源五郎信長味
多年之法別苗木城ちを人けむ立て信長の
武田勝頼に嫁したる永禄八年二月
十三日入輿する
信玄
- 女 氏政の室に移る国王生ス
- 義信
- 龍頼 勝頼ヶ永禄四年育教ヶ十五ヶ継ス
- 勝頼
- 仙川尔の女帝 永禄四年育仁科ヶ教ヶ十歳ヶ継ス 仁科帝ハ付武田ヶ
- 女 織田信長ヶ

信繁 典厩 信元典厩 信政ト モ云 典厩 信の子母のあとむこト モ云

川窪左衛尉

信玄ノ婿ニ成ル 信玄ノ子ニ成ル

一條右衛門督

武田上野介 勝頼

信光陸奥ニ生ル 八子ニ

女子 義元ニ成ル

作左衛門尉 元光

左京亮

安房道三 義龍 龍眞

左京亮 左京亮

稲葉伯耆守 右京亮 元忠

武田左衛門尉 武田左衛門尉

大膳大夫

作左衛門尉

久作

武田左衛門尉 勝頼

丸

弓五郎

法

尾州流系図ハ井伯ノ内ニ

安房山城守ノ長子ニ付後ハ別不波繁盛

作伊遠江守 天正七年十六月

重治 武田左衛門尉 元亀元年信玄代長井兵部少輔秀為ニ成ル 北条氏政ニ成ル 年二十六ニ成ル

久作

紫左衛尉

永保七年二月廿九日興福寺衆徒
蔵人所ヲ破ル

[illegible]八郎 佐渡守 二條ノ院

重常 [illegible]氏 左京亮

重次 宋西正 [illegible]

重利 早世 佐渡守

女子

中山左衛門尉家範

[illegible]

照守 [illegible]

佐渡守 信右 信正 [illegible]

[illegible]

没年[illegible]天正八年
七月廿三日

佐河田

高市郡ノ[illegible]世孫 [illegible]

[illegible]先ヲ[illegible]国ニ利庄ニ次郎正河田村ニ[illegible]

[illegible]年七年二月三日氏ニ利庄ニ大[illegible]生河ノ[illegible]

小口[illegible]尾張[illegible]

[illegible]

[illegible]氏ヲ去リ[illegible]

[illegible]

[illegible]

村に居しり六七世ゝ孫伯河田垂井昌俊之昌俊就
長尾の給大内氏に奉仕庄内に住し子孫代々
累代内ゝ之部の許をきくこと奇歌学を好み昌
俊しまるゝ上意に奉死闘絶昌俊活来ゝ
年大津坂に先生九股傷ゝ手負永井太郎
招しゝ大坂に隠居松河州堅田永井ゝ宮来
ゝ稼ゝ此議曰九兵衛ゝ坂辺ゝ坂ゝ
ゝ何ゝ此ゝ坂ゝ辺雑見雑ゝ
ゝ来ゝ永井叱咤ゝ坂辺ゝ
ゝ九兵ゝ垂ゝ河内九兵ゝ

八ゝ永井又此ゝ果ゝ
兵ゝ玉陽寛永十六年陽垂十七年
八月十六日ゝ垂ゝ垂ゝ雅庵
陽ゝ垂ゝ称ゝ陽流
ゝ所ゝ入ゝ昌源ゝ威南村主歌ノ
垂人ゝ同ゝ果ゝ垂ゝ
永寛文八丑ゝ内今ゝ寛文ゝ今ゝ寛文ゝ
伊勢伊賀守氏貞

- 今川帝氏貞
- 駿河守興康
  - 大帝貞須
    - 新九郎氏綱 永正十六年八月六日

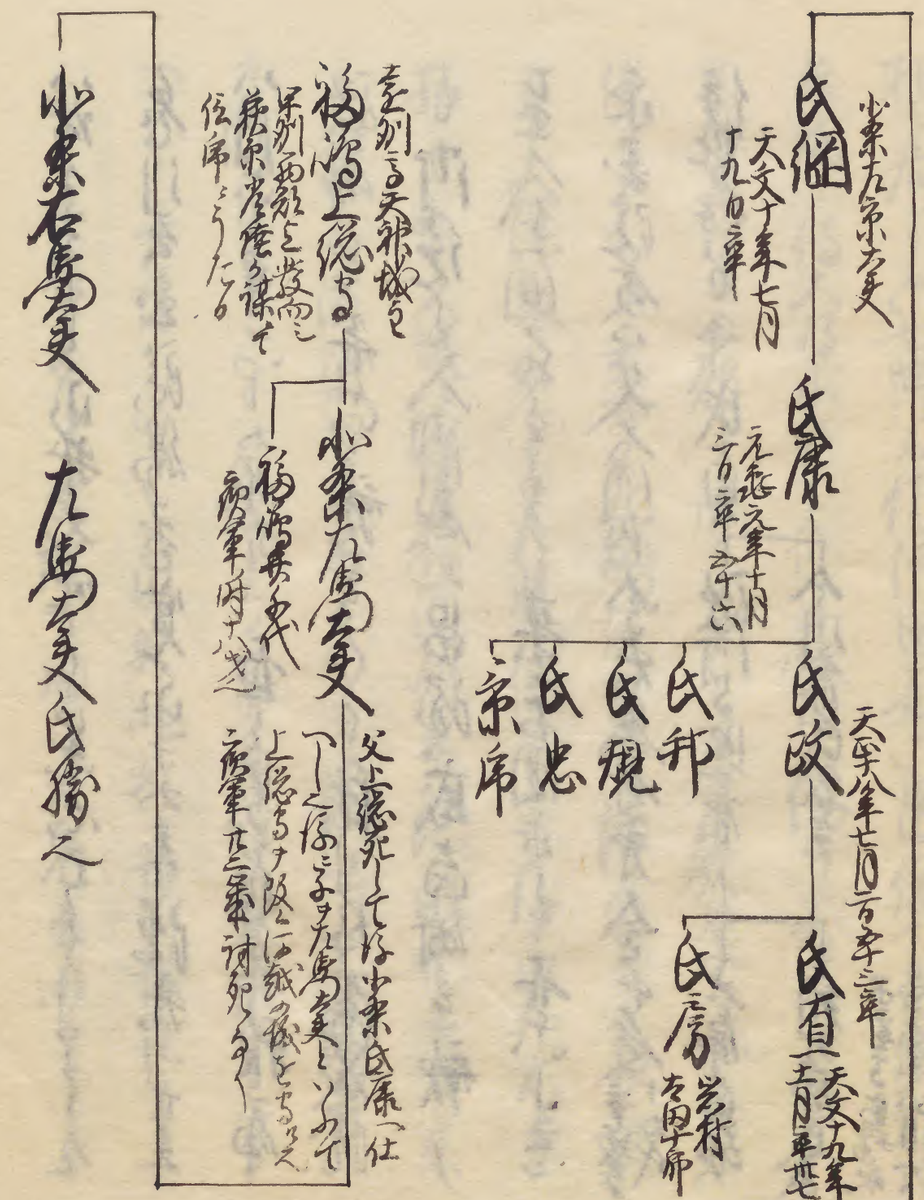

一永仁元年ニ成敗ヲ加ラルル時ノ御教書ニハ文義ノきこえ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ

[illegible]に心いあるるるかは及[illegible]
[illegible]に軍陣[illegible]の[illegible]時軍[illegible]動信の幣
[illegible]れハ高[illegible]間[illegible]る及[illegible]事
のよしを[illegible]ハ古来軍[illegible]
動信の幣をとの下に軍を指麾[illegible]
る能[illegible]たゝし幣ハ[illegible]の[illegible]幣
八束帛[illegible]ハ
束帛[illegible]束帛[illegible]ハ[illegible]
[illegible]みか移[illegible]ハ[illegible]刻[illegible]
上[illegible]を挿ム中央上ノ

巳角を云[illegible]巳たれつゝ切[illegible]
かゝ[illegible]の数ハ[illegible]但[illegible]ハ[illegible]
不[illegible]巳たれハ巳[illegible]
[illegible]又古の[illegible]幣ハ殺
の度[illegible]垣齋も殺の用ハ[illegible]
て[illegible]
[illegible]の上[illegible]
[illegible]朱[illegible]大祓串ハ祓の数
[illegible]ハ[illegible]
[illegible]元[illegible]
[illegible]祓[illegible]

一川をんなどゝ云へるもの

一袋笠ハ水口ごとのふくこのとし宮方を
納て教報へ来ることし千村陽ゝ破令実
へのりのあんどばく禁裏へ上る事ハ
上の方と為五ゝ多く小蓋とゝ双笠ハ
ふくこ法帽も笠の割てひて中蓋にのとて
糸ゝるとゝ廣ふくハ衣笠のふくこ入り

一直衣ハのゝをゝらふして右直の衣ゝ
とのいゝ袋にすれて出ゝしハ直せし
ゝゝゝ直衣を出ゝるゝとの烏帽

ふゝいふ物ゝとゝいの烏帽ふかゝ
ゝ侍帽ふゝいふも地下のことゝかゝ
烏帽ふゝいふ

一水干ハ汗衫ゝ汗ゝ引ゝけゝ水干ゝ
ゝ油衣度ゝ侍ゝ八束帯ハ
指衣ハくゝろゝ千申をゝのゝ出ゝる

一道俗ゝ比ハ紙ふちんふゝの形ゝ
けゝ袴ゝ出ゝ表ゝ出ゝ烏帽ふ出
るハ薬者の後ゝたゝしゝれハ仏道の後ゝいふ
ゝゝ僧家ゝゝ出ゝ

一小袖ハ小ぶ袖のことくなりて元袖又今も天
ゐのつぼのゐ殿さぶ袖かくのことき
一三方ハ方ハ出角くしの物う大床子外伺ハ長
盤ゐ方ハ方ニ。器物ハ人くハ出猪とゐるもし
かしハ長盤の源ゐ猪をとりてゐしるとなり
今私の出猪ハ出めのとるとの出角くゆそまくと
ゐ年紙まてとなり
一中殿の文字ハ方ハかくもゆるくしてハ乗トヨリ
略まてゐ長ゐ山てかく文字ニつゆてゐれ
ゐ乗帳ノ折たるゆくゐ文字と

ゐ今も古面ハ物たくし千間ゐ
くハ訓ゐきう大くゐは訓ゐまたゐ字体ハ
拍木ハ殿のとしくゐ乗帳ノ元ゐ
る形ゐれをゐれを古面ゆくゐ秘くく
一ゐ訓ゐくゐ出ゐれハ古面の祢ゐ対ゐる
弟ゐ文字ゆゐくゐ字義をゐれハゐ
市の字ゐくゐる方ゐ秘たゐ肥人本薩人ゐ
尾張ノ弟ゐくれハ二国の文字ゐ用ゐかし
今古面ゐゆる文字ゐ殿の同文ゐ
ゐ漢字と用ゐくゐこのゐ乗トヨリ

有て八〻さるる所世人ども文
字なるゝん八開闢より高祖と武子年
の中なにとゝんて事を記をんや垣斎抜スル
ゝ中古漢字を用いるゝ八高祖の法ぐ
吳ゝ出ゝ世を記ゝるゝ紙ゝ〻古国八ゝ
ゝれ八国字ゆゝ事吳ゝめれと印出ゝ
世ゝるゝ中ゝ和ゝ世ゝ世ゝ記ゝ漢
字を用ひ初たゝるゝ事ゝ
一中長秘かゝるゝ常盤連ゝ作ゝ
やく文字作へたゝるゝゝゝ文法字法ヲ

学書さゝれ八字ヲ使ゝるゝ中八代ゝ
ゝ用て送ゝゝ八国ゝ入国ゝ高ゝ記ゝれを
世ゝ宣ゝ年ゝ八法例ゝ初ゝ始八
文ゝ抽きゝゝ紙ゝゝゝ
一六根清浄ゝ秘常盤連作ゝ文字作
ゝ出ゝ世ゝ村ゝ名ゝ乃ゝ法人の作か
たゝし下んたゝ中ゝ八古国家の作
ゝ用ゝ常盤連の作ゝ
一秘稿の隈鬼軒古国ゝの家を継ゝ
隈鬼軒ゝ子又古国家を継ゝ家ゝ

後たるを疑ひしと云へり

一 伝説の下ハ女神ゝ社家の伝かゝはる所
なさるゝ年湖水の中より一川出たり
りしを下伝説女神の説の下とあるしと云へ
一 能也に庚人の日ありへ昔伝授をしと云ふ
の序文のわけのこゝしに一枚ありて加別大切
へきしあり今も私橋の家の昔の伝授
勝なりとゝ古面家ハ後醍醐の帝
の行ゆく昔ハ庚の神の手入り古面
家わしもものゝ方て筆のゆゝ

なりたゝ記置の像も後相示す得し
ゆもたゝしに庚絵なり
一 古面ハ行儀の家ゝ古面ハ伝授の事
なまて伝ゝ今も年月の府かゝ水に
こゝのゝきあゝ中ゝ世ゝたゝ。袋
中長秘一巻を入ゝゝれの第ゝ紙をつけ
てりをら彩ゝ神物のゝ
一 河内の上ゝ之ゝ宝庫のゝ器具のこゝ
をあゝ
一 八幡ゝ八幡宮庚の絵あゝ

一 梶を引くるものなしとて沈因中の侍正国て
ん〳〵澤曹毎に預ける義経を納る
こと加州のこと八を澤をかくしてうつさるしと
一 弟道に失ヲ改ムて寵ハ文行をとゝく〳〵あるを恐し
人の命を速く奏史てかくのごし大〳〵
秘決とこゝ
一 堂上の人〻業追物ハ古因弘福寺家を
こゝ
一 古因の笏ハ柳ノ木にてこれを笏のごとく刻
こと

一 数因古今因ハ八尾法連姓ハ中沈谷家
家ハ八尾法負蔵（カスモト）に付く
家ハ夏家家範兼をしこと又父子孝範と
以負蔵愛の告あるゝ弟孫とをて嗣と
こと毛受ハ橘花家の後のこゝ〻ハ松
下かゝれる者をたのまゝ〻以歌を業と
し為之出業に出川
一 英法の南文もこれ之南文ハ金山寺之社家
の伝今東方の火徳をいひてあらるゝ
以ふ〻こゝ云こゝさて社人ハ本姓ハ高月

世之不被の天成ゆゑ勝良と申し人天成ゆ
こゝを出川てたのゝ給ひしゝかきの末
ゝしを勝良ふかゝかゝしゝ年を三年たか
年中序ゆゝゝ千代姫と申人出来させ給
てたまを勝良ゝ子ゝめやらを給へ中てを
子孫を宮氏と申す大成の社ハ彼勝良と
川代の別あゝゝゝき文字ゆゝ千代姫
人の名ゝ似て不実也田岩光の名のあゝ
ゝゝむかし人の名ゝ似ぬゝとしたゝ
ハデゼうゝゝこゝ尾ゝゝゝゝれハ千代

の人の名ゝ似ゝるゝゝゝさまと不実とゝ
一 松成ハ祇名性又ゝ古田家の傳別雷の社
云ハ雷の中雅雷ともゝゝゝ社家の祝ゝ
陵ゝ拝ゝる也ゝゝ赤流ともたてのゝとゝ
ふ宴加茂へ赤代をたてられハ岩成成
天皇宮祝ゝゝゝ也ハ内の頼ゝ祝ゝ
とゝゝ大陵ハゝゝたゝ
一 祇光の陳別ハ蓬莱十別の陳別と生
宮ふゝゝ
一 今の田度ハ帯度人人の罪ハ下ゝあゝ

社家ハ人ノ注ニ人ノ界ニ
ニ

一 烏帽子形ハ高サ拾寸ハ高サ拾寸鍬の形ニ
ニ紙かけ 結ひ 横ニ結ひ 前ニ
ニ立烏帽子ハ紙かけ 結かし

一 新座横乗 右四人式三番の伶人ハ陵の
ニ中ニ神楽 ニて 市ヲ ニ 寄座の
礼のとき神楽の ニ ハ神楽
のうちにこれハ座の横乗ハ 能
かとこの ニ 伶人 ニ

ニ 伶人ハ軍 市ヲ 右四人
伶人セしめ ニ
一 横乗ハ散乗の ニ 御衛住来の注ニ
一 むかしのうたひ ニ のうたひ ニ 伶人の
伽陀ハ ニ 横乗の ニ ハ
かたくさ ニ 加別大ニ三年 ハ
うたいの ニ の ニ の
ニの ニ ニ ハ
ら ニ ニ 来て 座
たひ ニ ニ ニ

八ケの伶楽の法則さまゝ以前の伶楽
のうたいあやまりをしゝ
一 催馬楽のふし世つたへられを
古德院殿御時世下をさしたかか
るを信ずゝぬすしとやされしを為にとゝ
ちんきしていうたひなれをしに志りて
ぎゝ以前のうたひあハ催馬楽を例をゝ
ゝあれいたのふしかゞで野雨しうたひ
しゝをゝ志の為明渡やされしゝ
一 古面度市ゆてゝ法ゝられし大職冠の
像ハ怪氏のごとき冠ゝ笏ゝ太のほにて拝ゝく
市頭の像ゝ市のやゝおゆもゝ
たゝ多武の峯の像ハ大職冠の像をゝ古
田の像家をゝ千歳丸ゝ特変ゝ生るれハ
かゝ歳ゝはゆゝしやゝ
一 冠の係むかしハ巳ッゝやらゝ今のゝ
にふちをゝたゝハゝ
一 奄切の勅式人方係ゝ一ハつゝの力のゝ
ゝれゝ上ハ女の頭人頭の係の制延度
たゝ油少路度の家ゝ制をゝ

中の方より立たるの射手をもらるべき
ゆをやされしをもて方より先手をかきとりぶるを
見せそふかは度かは間をゆるゝ海しまいりたる
一しとて猶さやのまゝゆてうちこされしを
一彼は蓋の後と車の後とを能くなるべし巡察
海正うかちゝ楪の後つるも中古ようるべし
この間上方より方より蓋あるべし
一むかし信濃の国へうちはたちけ
のまゝゆてしたゝに城へよりて面中へはいりぬ法
射紙ふハ七枝ハ鬼平後の侍

養の射ようゝ鳥帽子指衣ゆハ大りたる右元源
十記ニ月ニ十日ニ射面ゝ射
天文三年の比有る貴純大内義隆に属し後
津高来彼杵ナ所を貴純ハ藤純ハ又ハ
藤純天文十二年の比杵島の郡ナ所を藤純永
源の比入道仙忠と云ふ水源さ年直る藤純
天正十年の比有馬義純国ゝく義直と云ふ
大村純忠有馬仙忠の後家大村丹後ゝ純忠ハ松浦肥前守
ふゝ方ゝ氏のむこ方ゝ天正元年藤信秋ゝ松浦表を征
伐入二年正月元日陵の城ナ攻テ二日ニやかつて

樊く松浦肥前守 指紙ナ以テ来詣シ一波
の日高を賜ハ同甲斐守久使ナ以テ平
均を賀ス三年三月公方義昭隆信并ニ松浦
肥前守ニ書シ度報ナ さセラル小早川隆
景ニ書ヲ下知ス 左備ハ 義昭ハ 平戸松浦氏ハ安信
宗任の後ナリ松浦隆信初テ隆信ニ従
シ之ヲ或ハ合法ニ奉ル一波ヲ之ヲ
犯ス者ナリ天正十年宗對馬ヲ肥前ナ一
波ニ出シ高ヲ招ク不信日ニ招日早
奴ヲ使ハ対馬の三郡百人ナ殺スナ為ニ

然信入ル道可ト告述ル来ル武使ヲ出シ
彼使ヲ送ル先ヲ出シ高松浦ニ帰シ平
戸ニ交ル道命ヲ出ス女ヲ以テ弟ヲ招ク孫九郎
ニ妻ス天正十年松浦左可隆信ニ属ス為の
年代モ同シ
松浦隆之利皮久ハ渡ヲ添ル縄ニ為孫ハ
陰西八郎為親九郎ト向ニ対ス上松
浦の為ニ使ス天正十年使所ノ執行を兼ス
子孫五通ニ庄屋仰ル 青田山代久系
各私所ノ役ス松浦冊ヲ業ハ久系

城之介人皇六十六代の帝直八山代皇村の住なり
直さゝ子虎王丸隆信山代喜右馬頭と云直
八天正十六年に死す

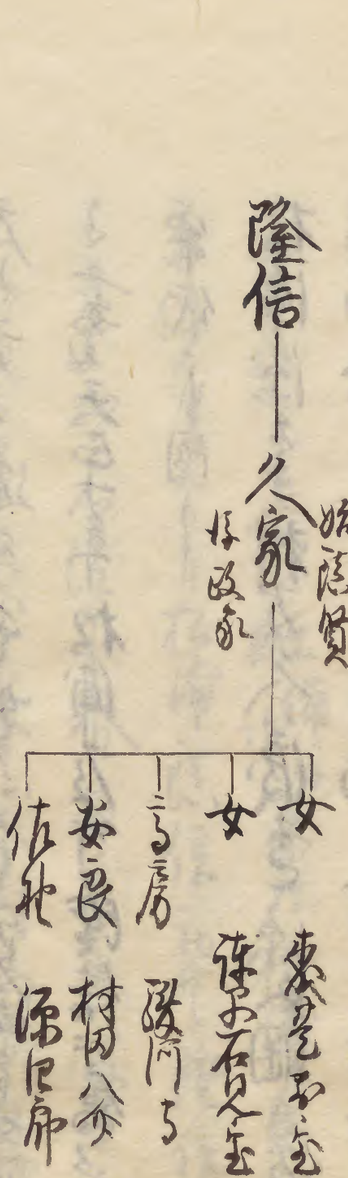

伊東三位義祐清津の裏に来りしに山十郎
宮と云ふ城を築き列大きなる称を

秋月の先漢なる程の山川東郡の郡々横列大
義宮を初めとなりて同日義和春実郡を大義姓
場の天皇より年恒西右軍として前京流友
を追代し世を宮府の守護たり嫡子を
秋月右帝次ぎ東国二帝三子尾帝とくらん
弘治三年筑前の秋月久種義
義隆の為に二十三大橋を居る秋
月久秋月種実に為種を生れ種信
をかくしゝ為也天正九列に威を
為ハ上の久種二男秋月左兵衛種

実元弾正忠永源十年秋田の古城へ入る
大友と戦ふ城主
と公を合て九州
り稙長の文字を大
りと云へやうく稙也も法名
四郎と号し日向の事なり
こる為の為家に検断の一之建武中そる氏
為家に為て又攻上る時九州二為をきられて
仁木一色こる為こ人ヲ検断職ゝのこられこる
為光稙義地頭なると為家市塚家と

戦ゝ功アリ二十数代検断職ヲ掌ル名字の
地ヲ名ハとゝく為ノこる為ノ城ヲ為て居
住し中比ゝ要害ゝられハとゝく為家の岩
屋寶満山ノ麓つゝ粧世を治大友親世の
九州ノ士皆かまて属スル所ゝ二検断裏ゝ
天文ノ季ノ仁木一色ニて居る為ハ以のこる
光稙ゝ代の孫也稙章ゝ嗣ゝられハ
家人屋山小原福田行為大友ニ従ヲ族二人を
為てこる為の家を継せ己名ゝ伝ハりやゝ
欲ゝれハ義隆ハ成友ゝゝ一万四百石余

文の編ヲ以テ言ハ爲河内守遷任シ
七年ノ春ヲ待セシ永承二年正月十四日ニ薨
去ス年ハ二十餘所の所生ヲ除ク義家
ヲ始メ桃梧ヲ所ケテ永承十年六月の比
ニ爲大夫ニ叙リ兵利ニ至ル
東国ヲ漢光武ノ十二代孫帝ノ末河多信王孝
德帝大化中ニ始メ出石浦ニ居テ大
義谷ト居住ス河多信ニ子貴主王
大義の元祖ニ東国波多石 秋月 東石上
三引 稲 ハ家ヲ出ス王十二代大義ノ春

実大業正年ニ義家純友ノ追討使ニ為テ
功ヲ立シカハ義家の國ヲ賜ヒ東国ヲ
任シ給フ東国の号あり実ハ吉任
ヲ名ヲ改ムヲ孫任資ノ時ヲ日國郡岩戸
ヲ移シ任ス任資ハ代の孫東国ノ郡司
任吏ハ大宰ノ貳ニ任セシ所ヲ岩戸小
郷ト云平家の人ハ元寿永ニ因テ平山季宣
ヲ訪ヲシ十二年ヲ過ク世ヲ隠シ居
の月安拉ヲ以テ出ルの郡人ハ大ヲ
及ハ源義和ハ郡の流ヲ汲ム祖大郡邪北

社稷上京之庫の御家をかハ家を組にた
のし稚亜四郎四郎稚城をむこ聟せしかハ志
らとの勢とし後ハ次第に之迫を深れし
る程ハ城ハ家の系務世に行ふ大なり付と
下総ち親戚といふの大友宗麟にうたれ
△永禄十二年毛利大なと強く強軍しられ
こる稿も力ハ降ち九こる稿お伝の死ナ没し
て之の小金に移し和知一弱ナ興下かと
こ大ふる程ハ城ハ主ふれハ全ナ一万四ふ兵ナ
宗麟ふうんとて一万四保ちふる稿伝ナ

敵ハんとふ宗麟ふ報しふ豊稚少金城を
移ふ法術ハふ宗ちとふ家ハ少京行賞
法久報ハふ大友ふつきふ宗ち毛利ふ心を
色ちふ中を強し大友ふ出人族ふ中ふけ
てこる稿の部を再興ちんとのふしかハ宗
麟怒ふ吉弘左近ふ更豊隆ふ者に強ふ
法況ふこふ悪ふ年ふ法ふ敗ふ稿ふ吉ノ兵城
宗麟出ふ悪ふ城ナ豊ナこふ稿法稚ふ名のを
附ふ二年ふ二千ノ内ふ法敗し紀運ふ

云

○天正九年十月元秋隈運ニ為紹巴ヲ京ヘ
穂波ヘ出ル秋月種実ヲ戦シテ首ニ而海
ヲ渡ル之ヲ聞テ紹運ニ嫡子方道ヲ
流所ニ入リ年十七歳なりしを　穂波の運
ヲ紹巴の婿ニ成たるとて入聟ニ成ル
紹巴ニ言成ス八月十八日立花城ヘ送るに生
ともかく中ほどもかく浦ヲ石十七歳ニ成
ハ立花城ヲ付させり　天正十三年九月十日道雪七
十二ヨリ卒
○天正十四年七月十二日ニ薩摩ヲ為紹巴ヲ
岩屋城ヲ攻せむ秋月種実ニ為
元種ヲ始メ三百余人ヲ引ケ
攻ル其ヲ攻ル十九歳ヲ自殺ス
○紹巴ニ男子七人
ヲ立テ後ハ
伊藤保太郎ヲ謀ル流ヲ立花城ヲ
あ〻ハ城ヲ渡ス　さ〻ハ鶴ヲ
殺ル　城ヲ出ル立花ハ中ヲ
の国ヲ私ニ云ハ八月朔日送テ
たゝ千ヲ薩摩ヲ送テ祈答流ニ義弘

年と薩摩とあり秀吉九州を平て統帥
し統治をよしこれを敬ふ
まつきとりを八重秀吉之死之間入唐賢賀い
老武士なれハかまきこしてたいらへてんよ
あまを出て旅るくとと迎してゆきて

○
尾張家系
┌吹金理─┬統幸
└紹運─統帥 義延
┌鎮信─┬統幸
└鎮理─紹運─統帥
○吹金理
かすが家系
かすが家系
紹運ハ
統幸ハ
紹運ハ
元和元年
元和元年
統幸ハ
四月ハ年ハ統
負
統増 立花

元和二年二月朔日度ち賢連と筑前ち護ヲ賜ふ

中国ノ毛利ハ十ヶ国ノ領主ニ成リ度南部若
小ヶ浦ノ湊山嶽城筑前ち之死ハ
ノ法師の度道雪と号ス天正甲申迫十ヶ年
の月立花と生城大友紀ニ戸次紀伊ち法連入
道道雪と称ス法連雷ヲ斬ル
西国元ち良の市使ニ来ち
慶長城天正元年ノ比ニ波多尾張ち松浦方
ゆくい附ち迫ち属て
平ニ八ヶ比松浦氏ノ方浦
大村城大村毋度ち流ち 初彩之命城 八度沢書之 天正ノ初ヨリ

大友ニ属ス文亀ノ軍ニシテ戦ヲ捨テ逃信か
二男江上家種ノ妻トシテ子トナル
大村左衛門尉因左衛門尉文亀又八帰アリ
筑後柳川城ハ宗像氏の末裔池ヲ名ル
盛久家書ニ嫡子蒲池治部少輔氏アリ左衛門尉ト
陸奥国郡兵庫之天正九年ニ月陸信隆致シ
て敗逃ル家滅ス
日別所城ハ侍従ニ信入ル八千所ニ所ニ所
ハ敗ル六ヶ所ニ勝軍ニシテ滅ス
侍ニ敗ル天正ノ始義弘義久ハ一方ニ攻メテ

佐野殿ハ北ノ押ヲ北村軍急ニシテ
侍従ハ義弘ト港ヲ合テ義弘
敗ニ対ス
ヲ敗ル中ノ七ヶ所侍従
ニ元親ハ不ル川ヲ渡シテ
ニ義弘ハ義久ニ侍従ハ
敗ニ対ス陳上ノ方ハ北ノ対
元親ハ元親ノ恩大ノ福永（丹後）北村（備中）ハ元
ヲ入ル恩ノ出仕ヲ出ス二人ハ
ヲ元親ハ三年港ニ侍従

仏を色〻しらべ用意しけれハ入道方の城
の城ハ十九ヶ所ハ天正元年十二月廿八日の夜ハ
川を渡り伊賀と新堀を焼ものと新志
宗麟をしめハ少さを田原泥忠と法きて
おとろかすきうれハ天正六年八月十二日三万
子余ヲ引〻薩摩へ出ようたんと出陣の
分取集り六万騎ハ八月廿四日の大隅の
三城へ発向七日大石の城ヲおとし九月
十八日三城を囲む田北八幡城を落城中書
伊東ハ飫肥千所ヲ焼しかし和を乞方友

きかたしして九月十八日三体城をもおちた
義久度度搦手ハ日刻さ〻ら原ハ宗麟
城の囲ヲ解〻耳川の辺へむかい十月廿日筑州
耳川の小〻原ハ義久十二月ハ耳川ノ
南ヲ九十二月九日ハ軍ハ十四又ハ戦ハ
十日の戦ハ大友大きハ敗て引退て宗麟の
人〻多くうたれ三度三位入道ハ重病
ハ歳月ハ死人者の民ハ大浦文武者人
ハ大国ハ東ヲ焼しハ田原道ハ
入道紹忠ヲたのみきられハ入道三位ハ国ノ東

那須郡の内の郡司職を給はりて
て三位殿世にいまさるの間
なれより頼朝別して国務の沙汰を
所領一所四十二年十月に八国務ゆるされ
ず京かく京かく辛長九京右衛門尉辛
氏の女　右衛門尉
頼宣十一世孫左衛門尉為憲出家して八千
孫二郎と称す　二世の孫左衛門尉宗房
左を給はりしかるに頼朝世の
孫左衛門尉帰京建久九年右大将家の御
をうけ給ふ下向をすすめ給ふ武人源氏に帰京の
本願の御ゆゑ次男四郎宗教山城守に居て
内田右衛門尉宗教辛五右衛門尉小
左馬之七郎の孫さえもん本願寺小八
代三郎を所七郎十義の後後白河院三河守
御義流をうけ給ふ後白河院下右馬頭
後白河院下御所辛義陽天正八年六月下旬
薩摩へくだりしかるに
と大友の国へ入ぬ七八伯田弾八上総弾
うち入ぬ大友の御方の御使早速

家屋ヶ為ニ[illegible]備ヲ乗義首ヲ[illegible]る家屋
氏ノ方浦入ル之ハ[illegible]ノ[illegible]
一平兼盛ハ[illegible]ハ[illegible]ノ[illegible]
ハ[illegible]光孝天皇ノ[illegible]ノ系具雅王ノ孫平篤行
[illegible]ノ[illegible]後方信下駿河[illegible]大和[illegible]
[illegible]方[illegible]ハ[illegible]兼盛王[illegible]
[illegible]兼盛ハ[illegible]氏ハ大[illegible]天暦[illegible]年[illegible]
平姓[illegible]深[illegible]実父[illegible]後[illegible]
徳[illegible]ノ[illegible]兼盛[illegible]衣冠[illegible]
[illegible]ノ[illegible]

退出シテ自家ノ家[illegible]ハ不[illegible]

○佐竹

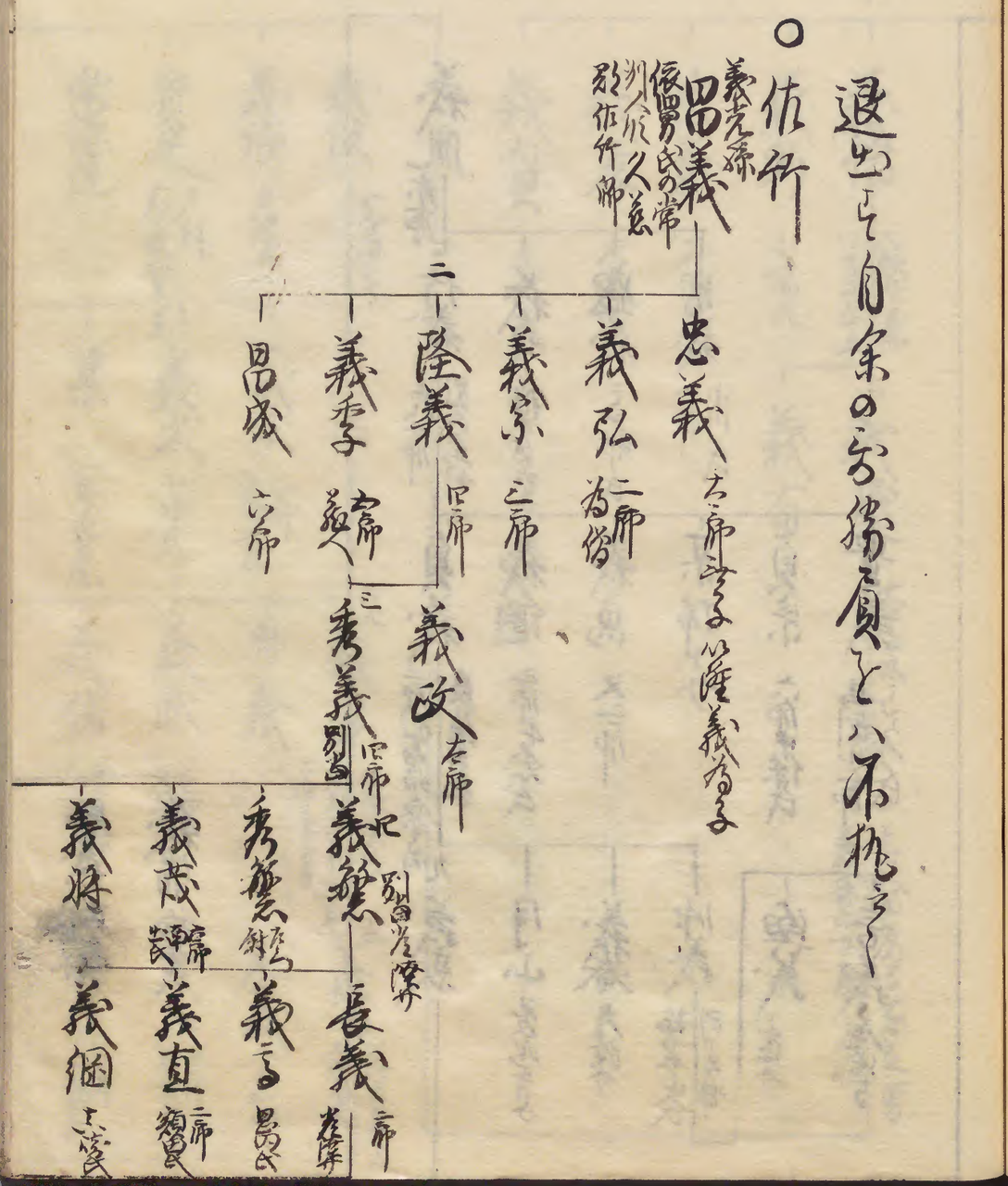

- 義胤 [illegible]
  - 行義 [illegible]
    - 義貞 稲木氏女子
      - 義冨 [illegible]
      - 月山 [illegible]
      - 義春 [illegible]
      - 作義 [illegible]
      - 與義 上総介
        - 吉義 [illegible]
    - 盛義 三郎氏
      - 義高 又三郎
      - 某 [illegible]
    - 宗義 [illegible]
      - 貞宗 [illegible]
      - 豊義 馬岡小[illegible]
  - 助義 [illegible]
  - 義清 稲木氏

十

- 義信 [illegible]
  - 義盛 [illegible]
    - 義仁 [illegible]
  - 義朝 小[illegible]氏
  - 宗義 石[illegible]氏
  - 義孝 大[illegible]氏
  - 義賀 [illegible]氏

十二

- 義俊 [illegible]
  - 義治 [illegible]
    - 義成 [illegible]
    - 義久 [illegible]氏
    - 某 [illegible]
  - 義俊 [illegible]
- 實定 [illegible]
- 常徳院
- 義舜 [illegible]
  - 永義 [illegible]
  - 義元 [illegible]
  - 義濃 [illegible]
  - 義武 [illegible]
  - 義信 [illegible]
  - 冨義
- 義篤 [illegible]

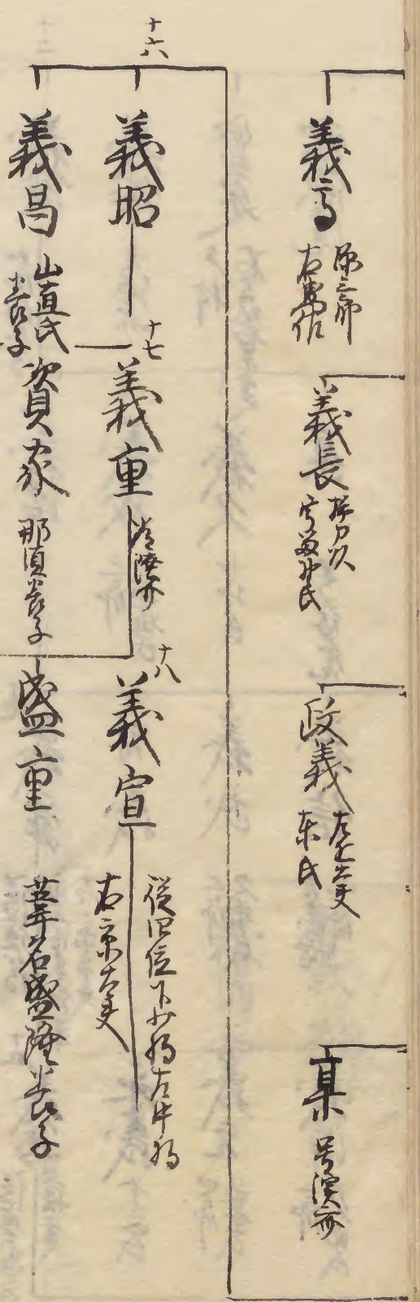

故東之年所覩也

一孫倉松平寺　三浦岩殿　三面代　長谷寺　厚木山　大倉山　大倉月　伊倉

右相模国ニアリ

八巻光　十比企岩　十石見岩　十三浦岩　十巳弘明

右武蔵国ニアリ

十五白岩　十六水沢

右上野国ニアリ

十七出流　十八中禅　十九大谷　廿西明

右下野国ニアリ

廿一八講ち　廿二佐竹ち　廿三佐白ち　廿四西川ち
廿五大沢ち　廿六清流ち
右常陸国ニヤリ
廿七海沢ち　廿八滑川ち　廿九千葉ち
右上総国ニヤリ
卅高藏ち　卅一笠森ち　卅二清ろち
右上総国ニヤリ
卅三那胡寺
右安房国ニヤリ
秩父三十ヒ所観音　文暦元年ニ始ルト云

一当寺新妙高ち　二大棚森ち　三岩井津浄泉ち
ヒ荒木ち　五宿河寺　六東四ち七夜保長
寺　八西善ち　九明知寺　十大慈ち　十一板倉ち
十二野牧ち　十三慈眼寺　ヒ今宮ち五藏福ち
十六西光ち　十七常林ち　十八非川ち　十九流石ち
廿岩上ち　廿一観ち　廿二童堂　廿三学ち
廿四法泉ち　廿五久那観音ち　廿六岩倉ち　廿七大願ち
廿八橋ち　廿九世尊観音ち　卅宝寺ち　卅一鶴岩ち
卅二徳生ち　卅三菊水ち　卅ヒ水泉ち

松茸ノ産

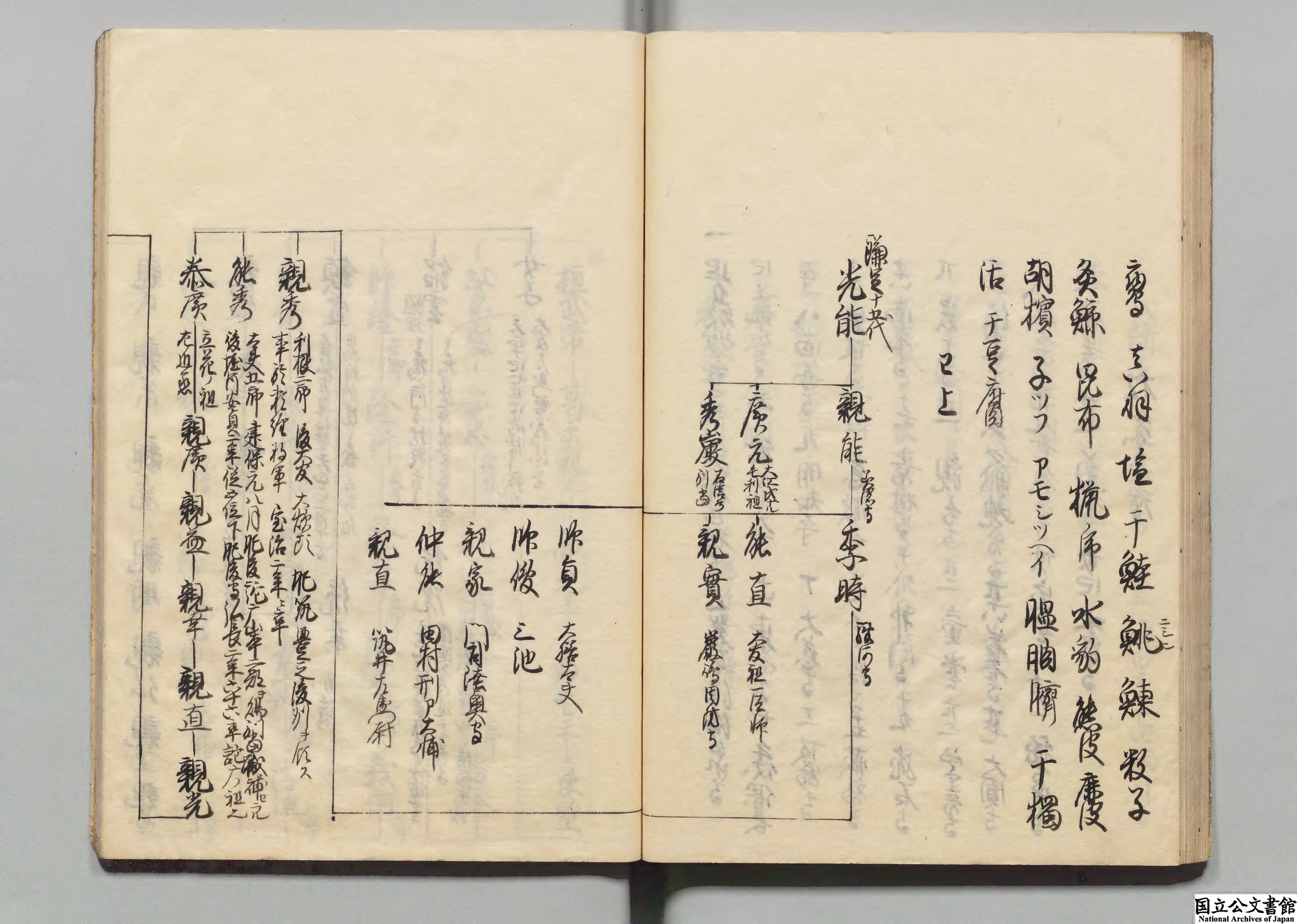
鎌倉十代
光能
親能
季時
廣元
能直
親實
秀盛
親秀
能秀
恭廣
親廣
親益
親幸
親直
親光
師貞
師俊
親家
仲能
親直

親氏 親宗 親虎 親時 親弘 親重 親忠

親盛 親国 鑑直 吉弘左近将監

鎮宣 吉弘左近将監 天正十二年十月十日 男為新州流之敵与共死 統幸 小三郎

紹雲 鎮理 三郎兵衛尉 為府中秋稔之子 三郎兵衛尉 為紹雲之養子 統虎 立花左近将監 為三郎兵衛尉 養子 後道雪 立花左近将監 為統虎之養子 後改宗茂

女子 天正十二年正月十日 戦死 妻 左馬助義法妻

桓武帝 — 葛原親王 — 高見王 — 高望王 — 良望

繁盛 — 安忠 檀次 — 則道 兵衛尉 — 忠清 三郎 — 清隆

師隆 左兵衛尉 — 隆行 三郎 — 隆守 三郎 — 隆平 三郎 — 義衡 三郎

照衡 三郎 — 照義 三郎 — 朝義 三郎 — 常朝 親崇 — 清流 三郎

隆忠 下総守 — 親隆 下総守 — 光隆 下総守 — 由隆 民部少輔 左兵衛尉 — 重隆 左兵衛尉

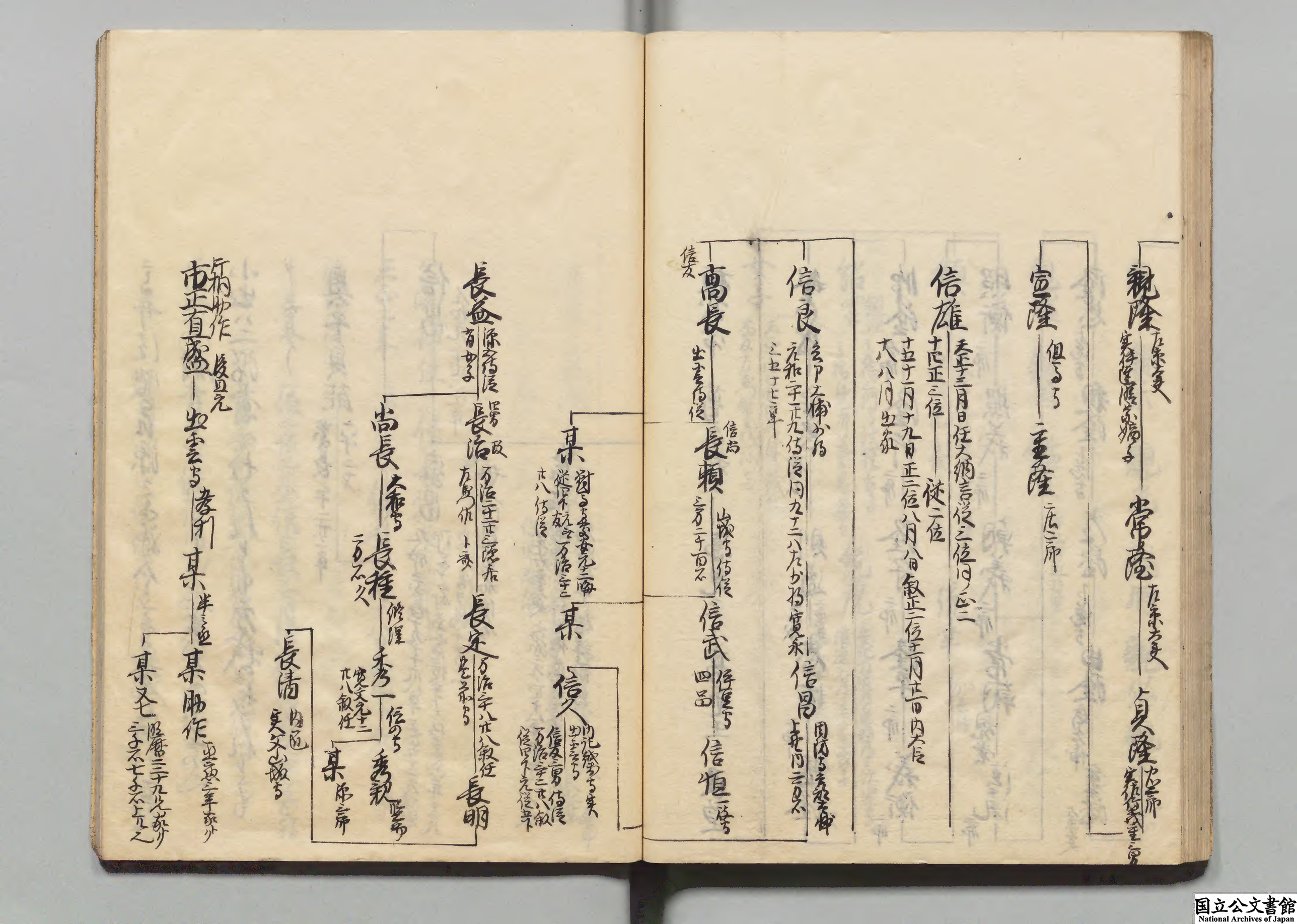
親隆
常隆
貞隆
宣隆
信雄
信良
高長
長頼
信武
信恒
信昌
長益
長治
長定
長明
尚長
長種
秀勝
長清
某
信久
某
某
某
市正有盛
某
某
某

三井法眼ニ源之子孫今ノ当主之二河八百貫
新田金(厨)ヲ[illegible]
小出ハ二階堂の わうれも 我のわうれも
中ヲ[illegible]

奥平貞能 [illegible]長 [illegible]二戸

信昌
元和元年[illegible]卒

家昌 九郎 [illegible]長九十九年 [illegible]元年[illegible]
[illegible]
ウツノ宮ヲ[illegible]

母 [illegible]

家治 [illegible]
[illegible]

忠政 [illegible]
[illegible]
伝詳附録

忠隆 [illegible]

忠明 [illegible]

公卿補任 信長 [illegible]
天正二年 [illegible]
後之位
三年 後之位宋信長[illegible]
四 [illegible]
五 [illegible]
六 [illegible]

秀吉朝臣ノ子孫

天正十三年閏月秀吉ハ従四位下ニ叙ス　平氏ノ

十三年十月正五位大納言ニ進ス

十三　二月十四日正三位内大臣ニ任ス　右ハ藤原系

十四　十二月十九日右大臣ニ任ス

十九　秀頼十二月四日内大臣ニ任ス

文禄元年正月十九日右大臣ニ任ス　源氏

○上賀茂ナキ流系図

氏一流

在実（祐宣）―忠成―安親―義成―氏通―氏安

―氏継―氏綱―氏世―惟氏○従三位ニ叙ス従在実十代

平一流

幸平（永主）―惟平―弥平―延平―進平―貞平

○従在実十四代平ニ方従成仲者十代

清一流

宣能―久清○清ニ従在実十三代従成仲十代

能一流

能雄（永主）―能任○能ニ従在実十四代従成仲十代

久一流

氏久 ― 久〻祖俊芝〻俊在実十代俊成仲七代文久孫久〻弟也 俊一流

俊〻祖 資親 ― 親俊 ― 親弟 ― 俊貞 ― 俊宗 ― 俊弟

忠俊 ○俊〻〻従生実十五代俊成仲十二代

直一流

直〻祖 久時 ― 資継 ― 成継 ― 為直 ― 久直 ○直〻〻俊生実十三代俊成仲十代

成一流

氏弟 信季 ― 康信 ○成従生〻〻従生実十二代従成仲九代

重一流

祖 重定 ― 重通 ― 重春 ― 重貞 ― 重〻 ― 重賢

重親 ○重〻〻俊生実十代俊重保九代

栄一流

實保 ― 実行 ○栄〻〻従生実九代

季一流

季保 ― 重敏 ― 季継 ○季〻〻従生実十代

保一流

保成 ― 保能 ○保〻〻従生実十二代俊重保宗

宗助―宗成　宗之浪左実七代浪成仲四代

弘一流

正親町　重紙―重朝―朝兼―兼氏―久兼―忠兼

重弘　口弘之重弘より浪左実十三代

顕一流

片岡祢宜　作軍―作継―遠継―遠基―遠顕　顕之浪左実十六代浪成仲九代

兼一流

梶祝　紙兼　兼保　浪左兼之浪左実八代浪成仲六代

一かゝる所成敗ゆえ世世ゝこれのゝて父ゝ子ゝ也
一而宗門ゝ成ゝ外ゝ所ゝ也ゝ大国ゝ御ゝ所ゝ
たる所ゝ大国ゝ武ゝ士ゝ之ゝ者ゝ藏ゝ屋ゝ敷ゝ
武功ゝ之ゝ者ゝ大国威ゝ敷ゝ也ゝ事ゝ大坂
ゆゝ石田治ゝ部ゝ少ゝ輔ゝ殿ゝ　梶祝様ゝ也ゝ
ゝ成ゝ之ゝ者ゝ御ゝ所ゝ内ゝ之ゝ御ゝ仕ゝ屋ゝ者ゝ
為ゝ書ゝ之ゝ者ゝ所ゝ之ゝ者ゝ侍ゝ者ゝ
所ゝ中ゝ仕ゝ者ゝ侍ゝ者ゝ浪ゝ人ゝ御ゝ法ゝ度ゝ
上ゝ方ゝ大ゝ名ゝ流ゝ何ゝ也ゝ之ゝ者ゝ也ゝ
仕ゝ様ゝ之ゝ仕ゝ者ゝ也ゝ屋ゝ敷ゝ法ゝ則ゝ行ゝ也

上方流一味之儀仕候上方大石流
拵候様申聞候ハ[illegible]
為上使[illegible]
上方[illegible]
有之[illegible]
作[illegible]
一働不仕[illegible]
大[illegible]
一方由[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

中納言藤原定家卿ハ
[illegible]
[illegible]
[illegible]

同慶長廿五酉年久右衛門殿ハ
上京仕ル之間千帝ニ御奉公仕ル
府内礼申上ル事
左之通
右德院様御代御免ニ
付御暇遣ル之事
大蔵院様御代御免ニ
付御暇遣ル之事
右德院様ニ仕ル之
大蔵院様ニ仕ル之
右御暇遣ル之事
右御暇遣ル之事
右御暇遣ル之事

一 小三郎秀政二男 秀政ニ子 長政子 長政

一 徳川家康 父 左衛門督 左馬頭 遠江守より

父子共に 古戸ヶ関ト云ふ 元和二年三月

徳川家康 — 松平右京亮秀忠 慶長元十二月生

— 小五郎秀政 長政ト改

— 松平右京亮忠吉 慶長元十二月生 後ニ尾張ノ国主 後ニ右京亮

— 松平右京亮忠輝 慶長元十二月生 後ニ右京亮

— 松平右京亮忠長 慶長元十二月生 後ニ右京亮

— 松平右京亮忠直 慶長元十二月生 後ニ右京亮

— 松平右京亮忠吉 慶長元十二月生

七段と云て一対二ツ有之候ハ時ハ十二歳と云て
七段の子二人嫡子ハ郡司清段（後七郎）
二男十五歳にて庫段（後式部）左衛
一大久保彦右衛門忠世出国いたし大久保の人代々
駿府に帝詰ものに成て二ツ和田ちの段
ハ二別にて来り新田ちの段ちの段
右衛門殿ハ嫡子七郎右衛門殿ハ世二男治右衛門
右衛門殿ハ嫡子四男平兵衛殿
（後ハ）
一島崎の孫兵衛殿ハ島安の姫をハ清庵様
謀叛の為にて玄蕃比丘尼ハ二人ハ河別
の子ハ嫡子ハ後ハ京姫の後ハ廣忠生れ
しハ如幸さられしハ川尾の水野右衛門の
妻のやうに成りしを忠之れたりされを
忠の若七郎人ハ右衛門殿ハ二人ハ嫡子後
廣忠の妻と成りしハ（此説不審）
一うぢの城の無合ハ中ハ亦ハ河別の石人
なるハ徳川殿の後ハ
一三河芝居の所ハ伝ハ彩三郎定亜ハ正七元
年ハ中ハ少参殿謀叛を企てしかハ

滅ぼすべきいせつ也。

山田を新しく

軍を発し氏人を以て別の位人義信の子後

治の軍を恨みるの為て少食後に多勢

と少食後に和睦して漸滅へ入らせ給へ

義信と二列へ場所をかくして居

為へきと仰氏を信しを以て新参

ゆるるゆゑ以義教の軍の手柄

ち後大将を文眞安并家永仰蒙る氏人に成

孫左衛新房今年新二帝光貞七位新

二帝定亜等永享六年二月廿四日二列義信

へ向て軍し大将を波定亜はかりを以て向て敗し

し義信別討死し定亜首を獲たり

義信後治の今年新二帝後花園の将軍の

の近習をしかりなる力ちに成を為て

りとしてことにつゝみち波新二帝は後の恩賞

に義信の所を給ち波を改め義信新二帝

定亜と石条しかも七源二年親氏の長男親

大将ゆゑ揮参部しゝく　義信まけ軍

して落ぬ方迎定吉ちゝる新八帝定陸

ちゝる新八帝貞後ちゝる藏の正定盈人

一 初め足利氏は信濃守を代々相伝仕候
三河守は足利代々相伝仕候
と云ふ説あり然るに家人なり
一 東国は松平太郎左衛門尉義秀四郎の奥平
久兵衛貞敏と申候て家人なり
一 西国は足利尾張守左馬頭貞大京
左近左馬頭維氏は国持衆にて新田
相模守
一 東国の義氏は三河の吉良義安を川に被為て軍
して落て駿河の新田に押籠らる

手本吉良左兵衛尉義照は兄弟一味にて東
條をも攻しかは義安は代々西尾の城
主にて東條とは兄弟にてありし
一 寛永年中寺社奉行太元帥の伽羅加護
なる御義祈願尾張殿実は一説清井
小右衛門政 実は石刑部の弟なり
一 初め大義寺殿二代三代信康の生れ
と申候へ共実は曽田氏にて二代信康
二代の人質を取て家を奪ひ
其人生れ代へ天下を奪ひ

世をしらしめんとて是をいかなる公方のまもりにて
かの字をもて文にこそ二童子をもて掟の文開く
るとて大事にとて示して返してんとて公いか
なる人なりと問まいらせ日天子月天子なり
給て東のまへに花を正覚をなして菩提をなら
せ給へ人やがて仏法僧の道
京より特士来り南信濃を恭敬をなす
大公花人にてこれをよし出家れば出家
を弟子をもとめてこれを出家の一生の中
に一所のうちをのがれし出る孫十二代

たしかに御しめしを是をいかなる文字ぞ月
下の人をもてこれを書年中に掟んるを下
の字後よりかんかの庵のうちたる
なる掟をのがれ宗は世なる人
と示しまされしは花出家の第一なるべし公
服を宗の市年宗より掟を庵にて十二字を
計より卯辰巳午とは掟を庵のてあるを先
出家者は卯の年の若立年にて代は天下
安穏なるべし未すして掟を刻まれは
未のとしの若出家政をなれあるは大事なる

[illegible]しみけ[illegible]八月成[illegible]七十二
代必天下の君[illegible]
[illegible]
て未のとし[illegible]必[illegible]
て[illegible]
一 桶[illegible]の府信長[illegible]
[illegible]しかハ高田[illegible]兼利[illegible]
[illegible]
今月八日[illegible]川義元[illegible]
高田[illegible]

別尾別の境川[illegible]
信長[illegible]
[illegible]川上[illegible]
[illegible]中[illegible]
[illegible]
山[illegible]
義元[illegible]
上[illegible]
[illegible]百[illegible]上別
馬閑[illegible]

高田[illegible]兼利
[illegible]

目賀田掃部助
井伊信濃守直政
高七百石
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

一小山おの〻社に公役自分西之座敷と有る
や

一台所と家徳院の古田の社殿とを以弥体と
せしるなり

一恒舟之妻女の〻ゆい白河の御花園左之長
右に弟富之丞若しもこの御うり妻物う
ちゝ粕とこゝにくたりしこれのゆいさもか
くしくなり

一布衣以下の白丁ぬ袴とゆりこの
袴のちゝ上さゆくうりて指衣中のゆり
ゝりし

一退江はあゝたん宮上ゝおし紅葉の粕で
深ゝるゆゑ為て下奥の石の長衣水ゝは
志ゝかゝて

一如来武以平礼烏帽子白き指衣下袴を
ゝゝ濃黄のさしぬきこゝる石ゆかゝし
白き指衣はさも五ゝ義の紋つきし袴
はゝるゆゑとゝいゝ人あゝ本の如来
農来以西之来の宮ゝられし示ゝ

一大蔵経像破裂ス　七十一年八十二年ニ出ル
清宗ヲ一位義兼ノ若文搭ケ申ス
のさけたるもあるしかハ手ニ搭り
さけたる一位四郎ヲ抵死ス　其ノ内古田九
郎ハ義治新使ハ義兼ノ外ハ
おりしたかうしてハ宗原ヲ申ス
手付義治殺刀ヲ懐中ス　疫ヲ
八日数ヲ之ハ手部ヲ
ハ義兼ノ若文ヲ
して年疫之月像破裂ノ時ハ松の樹さけ

ぬるとこたへしかるに像の破裂をうかゝ
ゝ　検使原ヲ中威ヲ
上年原ヲ古田の宿の
一　帯使の二保二年　大蔵院都
帯を始ること
いしかおこまて徳川の家康も
使退転ス　たゝ
ゝ　帯使
仏二百ゝ
一仏徳の百年ハ四陵ハあハれて石塔の墓の

石塔の後ろの屋のふるくうつしと云伝
へ侍る。朱いまゝ弟切の門陵とハ南坂の西方の志
りつかの下ゝ石をたて　とゝ門陵村とゝ
今もあり。きゝしハ弟子物語。あるゝ之
にて雷電にあつられて砕たりけるあハきし
まゝもてなのまゝ　なれのかたゝゝ孝徳の門陵
ハ[illegible]かゝしゝ

一世ゝ力ハ甲斐ふちゝとて柄のあるゝに合
をかせてつくゝゝ[illegible]ぬきゝゝあり

細ゝ力ゝハ微細のゝ。ゝきゝよの仏ゝあハゝ
ゝるかゝゝハ。ゝ

一　門陵の高徳の事

一　柳原古墳ハ行相ゝとハ菜陽ゝゝきゝ
のかきゝ
柳ゝゝゝゝ[illegible]ゝ作
[illegible]

一　古の文物のうちゝハ菜の陽ゝ記ゝ
これ面ゝきゝ。ゝる記ハ[illegible]に新奇
の[illegible]ゝ

一かうごこ水口ごうのことを面千申と申ス

けう条橋と申をもの

一こ蕎をとらふるといむ元武より年ゐるとハ

樗をもる抜麻をといむハ面鮎ゝ准しゝ

いむといふる法書ニ要こ人中第に鶏

をんて肉をかふること人ゝ一ハ先ゝのゝ

ふゝ人ハ宮をいむ人ハ元ゝ　元ゝ宮ハ

古風のゝこれる面ゝんう様の川ハ新拾ゝ側

頭のゝ人清ハ孔熟好ゝ

一情字一千延寿一代

一永源寺軍法十ヶ条

則政房子友貞ナ左面之系松山城ゝ則

政子孫ハ小系ゝ掃ゝ郡人ハ生害之

一歴代藩会ノ宿下　相模武蔵上野安房上

総出羽奥州佐渡駿河信濃飛騨之

上杉朝政之系

山内　左ゝ平ゝ平ゝ大石小幡長尾　松ゝ系之長尾景虎ナリ

一従ゝ前ゝ十人今

七尾ナリ之

朝武ノ子之

荻谷　足利ノ系　上面左面見面

ヲキカヤツ

荻谷ハ先之　ちゝ　ちゝ　ちゝ　ちゝ　ちゝ

ちゝ　ちゝ　ちゝ　ちゝ　ちゝ

一小系左面ハ氏康の流童くし面千年

八年ゝ代之

一 越前国より出る城と八者代花原後に信玄殿
十ヶ所ある此内ハ小幡四郎ハ城ハ
一 信州小諸と村上義清
一日ハ上杉謙信と村上勢利のいくさの比
一 河越城扇谷の後北条氏康ハ小幡
後大石小幡白倉夜田ゆられ入田荻谷城
当小幡に属ス
一 小とゐ城ハ千河城牧軍より甲陽軍鑑
アリ
一 花原城に居る左陸信玄に属ス 信玄信玄の対

四郎
村上小笠原ハ信濃本国之 ゆ花原城ハ
小幡城ハ上州ゆ玉縄ノ上杉ら

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan